

令和3年3月24日

令和3年第1回岬町議会定例会

第3日会議録

令和3年第1回（3月）岬町議会定例会第3日会議録

○令和3年3月24日（水）午前10時50分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 道工 晴久
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
7番 辻下 正純	8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃
10番 和田 勝弘	11番 出口 実	12番 奥野 学

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司
副町長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田 忠剛
副町長 松岡 裕二	総務部理事	寺田 武司
教育長 古橋 重和	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 川端 慎也	しあわせ創造部理事 兼住民課長	今坂 嘉文
総務部長 西 啓介	都市整備部理事 兼土木下水道課長 兼二国推進課長	是澤 敬
財政改革部長 相馬 進祐	都市整備部理事	吉田 一誠
しあわせ創造部長 松井 清幸	会計管理者	福井 智淑
都市整備部長 奥 和平	まちづくり戦略室 危機管理監	森 由造
教育次長兼指導課長 澤 憲一		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会 期

令和3年3月2日から24日（23日）

○会議録署名議員

11番 中原 晶 1番 坂原正勝

---

#### 議事日程

- |                 |                             |
|-----------------|-----------------------------|
| 日程第 1           | 三常任委員長報告                    |
| 日程第 2 議案第35号    | 令和3年度岬町一般会計補正予算（第1次）について    |
| 日程第 3 議案第36号    | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について    |
| 日程第 4 議員提出議案第1号 | 岬町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について |

(午前10時50分 開会)

○奥野 学議長 皆さんおはようございます。

ただいまから、令和3年第1回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時50分です。

本日の出席議員は、12名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

---

○奥野 学議長 これより、本日の会議を開きます。

日程第1、三常任委員長報告を議題とします。

3月4日の本会議において、事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で、慎重に内容の審査をしていただいた結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、出口 実君。

○出口事業委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

3月4日の本会議において、本委員会に付託されました4件の案件については、3月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並び結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第2号、令和2年度岬町一般会計補正予算（第10次）について、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第6号、令和3年度岬町一般会計予算について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑・応答、賛成・反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第9号、令和3年度岬町下水道事業特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第10号、令和3年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された4議案について、私の委員長報告

を終わります。

○奥野 学議長 事業委員長の報告は終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、松尾 匡君。

○松尾厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

3月4日の本会議において、本委員会に付託されました10件の案件については、3月10日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第2号、令和2年度岬町一般会計補正予算(第10次)については、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第3号、令和2年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第4号、令和2年度岬町介護保険特別会計補正予算(第4次)については、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第6号、令和3年度岬町一般会計予算について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第7号、令和3年度岬町国民健康保険特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第8号、令和3年度岬町後期高齢者医療特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第11号、令和3年度岬町介護保険特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成・反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第17号、岬町国民健康保険条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第18号、岬町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条

例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第19号、岬町介護保険条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑はなく、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された10議案について、私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、小川日出夫君。

○小川総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

3月4日の本会議において、本委員会に付託されました8件の案件について、3月11日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並び結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議案第2号、令和2年度岬町一般会計補正予算(第10次)について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第5号、令和2年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第3次)については、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第6号、令和3年度岬町一般会計予算について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第12号、令和3年度岬町淡輪財産区特別会計予算についてから議案第14号、令和3年度岬町多奈川財産区特別会計予算についてまでの3件は一括議題とし、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、3件とも満場一致で可決されました。

議案第15号、岬町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定については、本委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第16号、岬町税条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、

満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された8議案について、私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、3常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第2号「令和2年度岬町一般会計補正予算(第10次)について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第2号を起立により採決します。

○奥野 学議長 本件について、各委員長の報告は、原案可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号「令和2年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第3号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ただいまから議案第4号「令和2年度岬町介護保険特別会計補正予算(第4次)について」討

論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第4号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号「令和2年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第3次)について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第5号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号「令和3年度岬町一般会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

反対討論、松尾議員、どうぞ。

○松尾 匡議員 令和3年度予算の中で、行政として運営していくために必要な経費についてはしっかりと算定されているということは認めております。

しかし、これからの岬町発展させるための経費や事業内容の精査について、特に、今後コロナ禍の中、まちを守り、そして発展させねばならない重要な年度においてほぼ前年度踏襲型で改善策に乏しく、また精査が甘いと言わざるを得ません。

特に、みさき公園費については、町長初め行政はまち、そして住民に負担をかけることなく進めていくと言っていたましたが、令和2年度に引き続き令和3年度にはその予算が倍以上に膨れ上がっているということです。住民負担が確実に増えております。



過去に負担した、また今後、負担する町費を回収する見込みが不透明で乏しいまま、この予算を安易に認めるわけにはいきません。

また、深日港フェスティバルについても8年間、そしてまた航路再生事業については3年間やってきましたけれども、結果が乏しい、出ていないと言わざるを得ません。

同じように、執行されても改善が見込めないことから、税金の無駄遣い、住民無視と言わざるを得ません。

イベントや事業すること自体を私は全く否定をしておりません。否定するものでもありません。むしろ、すべきだと思っておりますが、特に長年、8年も実施してきて結果が伴っていないイベントについては、また同じように税金を使用してイベントを行うことが無駄であるということを示し上げておきます。

そんな中でも、行うと言うのであれば、まず先に過去の結果を精査した上で、どうしたら目的を達成できるのかを考えて、過去とは違ったアプローチで事業をすべきと考えております。

目的を達成することにミートした、しっかりとした事業計画を先に示し、丁寧に理解を求めべきだと私は考えております。

結果が出せていない前年度踏襲型のイベントや事業について、改善が見られないし、しっかりした方策も提示されない中、予算を認めることは税金の無駄遣いとなり賛成できないという立場で反対します。

○奥野 学議長 次に、賛成の方の発言を許可します。賛成討論の方。

辻下議員。

○辻下正純議員 令和3年度一般会計予算について、私、辻下からは賛成の立場で討論させていただきます。

本会議及び私の所属する二つの常任委員会において、令和3年度に実施する主要な事業説明を聞きました。

その中で、長年の懸案でありました超過課税の解消について私は高く評価したいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響で、各家計は本当に厳しい状況に置かれております。ぜひ、このような住民のやさしいまちづくりの施策を引き続き実施していただきたいと思っております。

岬町は、少子高齢化や人口減少に加えて、新たなみさき公園の管理運営など、すぐには解決できない多くの課題があることも事実です。

今後ともこうした課題を一つずつ解決しながら住民ニーズをしっかりと把握し、住民サービスを

意識し、きめ細かな町政の運営を求め、田代町長のますますの堅実な町政運営に期待を込めまして、私の賛成討論といたします。

○奥野 学議長 続いて、反対討論の方おられませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第6号、令和3年度岬町一般会計予算について討論を行います。

来年度の一般会計予算については、住民要求に応える前向きな政策が数多く認められましたが、かねてから繰り返し求めている改善がなされないまま執行されようとしている事業や国、大阪府の制度改悪から住民を守る取組みが不十分であると考えことから、賛同するには至りません。

子育て支援策においては、出産祝い金や不妊治療の助成額の増額など、子育て支援策の拡充が認められたものであります。

公立幼稚園、保育所の給食完全無償化の継続や認定こども園への対象の拡充など、子育て支援への前向きな姿勢があらわれたものと評価できると考えるものであります。

今後さらに、ゼロ歳から2歳の保育所に通う課税世帯への拡充を求めるものであります。

コミュニティバスの運営については、利用者の要望に応える施策の拡充が予定されております。多奈川西地区へのバス路線の延伸や、来年度においても低床バスの購入を計画しているなど、要望に応える努力は前向きに評価できると考えております。

さらに、停留所のベンチや日よけの設置を進め、何よりも便数を増やしてさらなる利便性の向上を図るよう求めるものであります。

人権協会への補助金についても言及しておきたいと思っております。

文化センター、青少年センターの清掃業務や事業の保管業務を担う職員の雇用を人権協会に委託していることを改めるよう繰り返し求めてまいりましたが、来年度においては会計年度任用職員を町が直接雇用する改善が図られると聞き及んでおります。

公平性、公正性が担保されることから、大いに評価したいと考えるものであります。

しかしながら、過去から繰り返し求めている改善が、来年度においても図られないことも確認させていただいたところであります。

大阪府の福祉医療制度の改悪については3年前に強行され、とりわけ影響を大きく受けている老人医療助成制度について、経過措置が今年度で廃止されるところであります。

これまでも繰り返し大阪府の冷酷な対象者切捨てを批判し、岬町からは府に対して経過措置の延長を求める意思表示が行われましたが、無慈悲にも制度の廃止が強行されることになり、岬町独自の救済策も講じられません。

就学援助については、かねてから求めてきた制度の基準の緩和は来年度も行われたい見通しがあります。

子どもの貧困の解決のために、対象者の拡充を繰り返し求めてまいりましたが、来年度予算における改善は認められません。

現時点での就学援助の利用率は、中学校では依然として20%を超える高い割合となっており、コロナ禍の下で、より深刻になっている子どもの貧困問題の解決のためにも、家庭まるごとすくい上げるための制度の拡充が求められています。

各種相談事業については、法律相談事業と地域就労コーディネーター事業、人権相談事業、総合生活相談事業における利用率と事業費の乖離の改善を一貫して主張してきましたが、来年度の見直しもされない見通しであります。

様々な相談の機会をより多く保障することは住民の利益にかなうものでありますが、あまりにも均衡が図られない実態を考慮し、合理性、整合性のある見直しの検討を改めて求めるものであります。

海釣り公園管理基金に関わっては、10%だった利用料金の納付割合が3年前に7%に引き下げられ、来年度も維持される予定と聞き及んでおります。

新型コロナの感染防止のため、臨時休業や外出自粛の影響を受け、財政的な支援が必要であることは認めるものでありますが、納付割合を従前の10%に戻した上で臨時的措置を講じるべきであることを改めて主張するものであります。

最後に、新たなみさき公園づくりについて、一大事業であるだけにやむを得ない事情も認めるものでありますが、策定作業の遅れなどが見られ、議会に対しても住民に対しても説明の不十分さを感じざるを得ません。

今後の情報開示が適切に行われ、四つの基本方向が実現されるよう十分な時間をかけて進めるよう、この場をお借りして求めるものであります。

国や大阪府による冷たい政治から住民を守る役割は、このコロナ禍の下で一層強く求められています。最も身近な地方自治体として住民を守る砦としての役割がこれまでに増して求められていることは言うまでもありません。

様々な制約のもと、努力が重ねられていることは認められると考えるものでありますが、住民の暮らしや事業者の営業が深刻さを極めている下では十分とは言えず、賛同するには至らないと考えるものであります。

○奥野 学議長 次に、賛成討論の方、おられますか。

竹原議員、どうぞ。

○竹原伸晃議員 竹原から賛成討論、議案第6号、令和3年度一般会計予算について賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

私の所属している事業委員会、厚生委員会では、ともに賛成の討論をさせていただいております。

事業委員会では商工会の審議やみさき公園の審議について、厚生委員会についてはバス運行やごみ処理施設の計画について賛成の立場で討論をしております。

そして、総務文教委員会を傍聴させていただいた、その議論の中で広域サイクルツーリズム事業についてしっかりと話し合いがなされておられました。

特にこの案件は、国交省から来ていただいている松岡副町長の役割の重要性がかなりあると私は考えていたのですが、本日の全協において、任期の延長が報告されていたところで、事業をともに進めていく職員の皆様についてもとても大きなことであるというように判断されていると同時に、私自身もこの事業、前向きに進めていくといったところで身の引き締まる思いでございます。

もう1点、観光事業につながる文化財保護の担当課からの詳しい説明、丁寧な説明がございました。

岬町の歴史、文化を大切にされての議論がなされていきました。

40年間で28%以上の人口減少があるといったこの岬町ですが、人口が減っていくこの移りゆく時代をどのように乗り越えていくのか、予算的に厳しい中、人的制約も多い中、令和3年度当初予算、しっかりと審議されたと判断し、各事業の振興に期待もしたいことから賛成とさせていただきます。

○奥野 学議長 次に、反対討論の方、おられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 次は賛成討論。和田議員、どうぞ。

○和田勝弘議員 令和3年度当初予算について、賛成討論をさせていただきます。

高齢福祉、介護福祉の施策と社会福祉基盤の整備など、地域づくりへの取組みなど、また高齢者の安全・安心の確保、家庭内の事故等への対応、体制事業など、高齢者に対して温かい取組みと、特に固定資産税の超過課税率の廃止及び特に深日港活性化イベントを開催することは関係機関と連携し、深日港と洲本港を結ぶ運行を行うことで大阪湾を一周できる広域観光を図るとともに、交通手段の確保と地域活性化を推進する目的としてこの事業計画はよいと思いますので、賛

成討論といたします。

○奥野 学議長 次に、賛成討論の方おられますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 ないようですので、討論を終わります。

これより、議案第6号を起立により採決します。

本件ついて、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号「令和3年度、岬町国民健康保険特別会計予算について」討論を行います。

討論、ございませんか。

中原 晶君、反対ですか。

○中原 晶議員 いえ。

○奥野 学議長 賛成ですか。

反対の方、おられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 では、賛成討論どうぞ、中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第7号、令和3年度岬町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

来年度の保険料の見通しは定かではありませんが、厚生委員会において担当課より負担にならないようにとの答弁があり、期待を込めて賛同するものであります。

委員会では人間ドックについても助成額の増額を繰り返し求めてまいりましたが、今回の委員会審査の中では検討そのものへの否定的な答弁はありませんでした。

是正額の引上げの検討に具体的に踏み込むよう要望して賛同したいと思います。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論の方おられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第7号を起立により採決します。

○奥野 学議長 本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号「令和3年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。  
討論ございませんか。

まず、反対討論の方。中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第8号、令和3年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成しかねる立場で討論を行います。

後期高齢者医療の保険料については、2年に一度の見直しが行われ、既に6期に引き上げられた重い保険料が来年度以降の7期にも継続されることが委員会審査において確認をされました。

低所得者への軽減措置の配慮も終了され、独自の救済措置もないことから賛同しかねるものがあります。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論の方おられますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 ないようですので、反対討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第8号を起立により採決します。

○奥野 学議長 本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号「令和3年度岬町下水道事業特別会計予算について」討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第9号を起立により採決します。

○奥野 学議長 本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号「令和3年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第10号を起立により採決します。

○奥野 学議長 本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号「令和3年度岬町介護保険特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

まず、反対の方。中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第11号、令和3年度岬町介護保険特別会計予算について、賛同しかねる立場から討論を行います。

厚生委員会において、今年度までの高い保険料が来年度以降も維持されることが確認されたところであります。

保険料の引下げを願う被保険者の立場から賛同しかねるものであります。

○奥野 学議長 次に、賛成討論の方おられますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 反対討論の方、おられますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を起立により採決します。

○奥野 学議長 本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続いて議案第12号「令和3年度岬町淡輪財産区特別会計予算について」討論を行います。討

論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第12号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号「令和3年度岬町深日財産区特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第13号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号「令和3年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第14号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号「岬町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」討論を行います。討論ございませんか。

まず、反対討論の方。中原 晶君、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第15号、岬町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定につ



いて、反対の立場で討論を行います。

情報通信技術の発展を行政手続に活用することそのものには反対ではありませんが、一昨年成立されたデジタル手続法は、戸籍情報や保険情報をマイナンバーと結びつけるもので、マイナンバーカードの普及促進を狙うものであります。

この成立により、機微な個人情報の漏えいによるリスクが高まったものとするものであります。

さらに、現在、国会において審議が進められているデジタル関連法案は、個人情報保護や住民自治への侵害が危惧されるものであります。

国による個人情報の収集と利活用が進められ、地方自治体まるごと国の支配下に置かれかねません。

この間のオンライン申請は特別定額給付金も持続化給付金、家賃支援給付金も住民と申請者に混乱をもたらしました。

技術は有効に活用しつつ、対面手続の一層の充実を図るべきであります。

また、デジタル手続法は地方に情報システムの整備を求めていますがおろそかですが、あくまで努力義務であり、制定の期限の定めもないため急ぐべきではないと考えるものであります。

国が進めるデジタル改革の大いなる危険性から本条例制定には反対の立場を取らせていただきます。

○奥野 学議長 次に、賛成討論の方、おられますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 続いて、反対討論の方、おられますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第15号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号「岬町税条例の一部改正について」討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第16号を起立により採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号「岬町国民健康保険条例の一部改正について」討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第17号を起立により採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号「岬町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。反対討論ですか。

○中原 晶議員 はい。

○奥野 学議長 どうぞ、中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第18号、岬町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛同できないと考える立場から討論を行います。

厚生委員会で確認をさせていただきましたが、現時点では対象となる施設は町内にはないとのことでありました。

しかしながら、保育に欠く子どもの保育が確保される担保を何重にも行っておくべきで、施設の義務を緩和することは望ましくないと考える立場から賛同できないと考えました。

○奥野 学議長 次に、賛成討論の方どうぞ、おられますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 次に、反対討論の方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより議案第18号を起立により採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号「岬町介護保険条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。まず、反対討論どうぞ。中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第19号、岬町介護保険条例の一部改正について、賛同できないと考えるものであります。

2018年度の税制改正に伴う措置として提案されているものであります。加入者に不利益が及ばない措置が図られる点については理解をいたします。

しかしながら、来年度以降の介護保険料が引き下げられないことから賛同できないと考えるものであります。

○奥野 学議長 次に、賛成討論の方おられますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 次に、反対討論の方はおられますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより議案第19号を起立により採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託された案件は全て議決されました。

各委員長さん、委員の皆さん、ご苦労様でした。

---

○奥野 学議長 日程第2、議案第35号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第1次）について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第2、議案第35号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第1次）について」をご説明いたします。

本補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業及びワクチン接種体制の確保に関わる事業、国の令和2年度第3次補正予算で計上され、令和3年度に繰越された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、町の独自支援策として実施する事業、新過疎法の施行に向けての計画策定等に係る経費を計上するものでございます。

なお、これらはいずれも令和3年度当初予算編成後に生じた事由によるもので、早急に対応が求められることから追加議案とさせていただいたものでございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております補足説明資料と併せてご参照願います。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,206万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億3,706万3,000円とするものでございます。

2ページの「第1表歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては7ページから10ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

分担金及び負担金といたしまして4,315万6,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る町の独自支援策として、小学校給食費の無償化に伴う給食保護者負担金2,615万3,000円を、中学校給食費の無償化に伴う給食保護者負担金1,700万3,000円をそれぞれ減額計上いたしております。期間は令和3年度の1年間で、令和2年度に引き続き給食の無償化を継続するものでございます。

国庫支出金といたしましては、2億5,033万2,000円を計上いたしております。内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に充当するための新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金4,424万円を、同様にワクチン接種に際して必要な体制を確保するための新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1億311万8,000円を、新型コロナウイルス感染症対策に係る町の独自支援策に充当するための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を合計で1億297万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金といたしましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金

488万7,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては11ページ以降に記載しておりますので併せてご参照願います。

総務費といたしまして、333万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、新過疎法により本町が過疎地域指定を受ける見込みであることから、法の規定に基づき策定する過疎地域持続的発展計画策定業務委託料のほか、旅費や需用費など必要な経費を計上いたしております。

民生費といたしまして2,674万円を計上いたしております。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る町の独自支援策として65歳以上の高齢者の方を対象に商品券を交付するものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響で重症化リスクが高く、生活活動を自粛されております高齢者の方に対して経済的な負担を軽減するとともに、社会活動の促進及び地域経済の活性化を図るため、1人につき3,000円を交付するもので、高齢者生活応援商品券交付事業補助金のほか事業実施に必要な事務費を計上いたしております。

衛生費につきましては、1億8,177万5,000円を計上いたしております。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る町の独自支援策として家庭水道料金の基本料金の50%を減額するための大阪広域水道企業団負担金（水道料金助成事業）3,441万7,000円を、新型コロナウイルスワクチン接種事業及びワクチン接種に際して必要な体制を確保するためのワクチン接種体制確保事業の合計1億4,735万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

水道料金助成事業につきましては、令和2年6月使用分から令和3年5月使用分までの1年間として予定いたしておりましたが、期間を令和4年3月使用分まで水道料金の減額を継続するものでございます。

期間を延長することに伴い、新たに6月使用分以降の10か月分を計上するものでございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業及びワクチン接種体制確保事業につきましては、医療従事者など優先接種者、高齢者施設などの従事者、65歳以上の高齢者、16歳以上64歳未満の方などの個別予防接種委託料や集団予防接種委託料のほか、事業実施に必要な医師及び看護師報償費、コールセンター業務委託料、冷凍冷蔵庫用蓄電池等の備品購入費などを計上するものでございます。

土木費につきましては、21万円を計上いたしております。内容といたしましては、新たなみさき公園整備等事業に係る事業者の公募に関する審議を行うための委員報償費などを計上いたしております。

教育費といたしましては、歳入予算において小学校給食保護者負担金、中学校給食保護者負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る小学校分と中学校分の計上に伴い、分担金及び負担金と国庫支出金の間で財源更正を行うものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 1点だけ確認をさせていただきます。

様々な住民生活支援のためいろいろと独自支援として計上されております。住民にとって大変ありがたいことだと思っております。

今回のこの予算については、先日、報道提供もされたそうで、既に知っておられる住民もおられます。

その住民からの相談もあります。また、以前から問合せもあるのですが、ただいま説明のありました65歳以上の高齢者に対する商品券配布のことですが、これ3,000円とありました。

その3,000円の内容、詳細といえますか、例えば1,000円券が3枚なのか、500円券なのか。

そして使用範囲、町内にある事業者全てなのか、その辺の詳細をお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、3,000円の商品券を65歳以上の方に配布する予定で計画しておりまして、500円券を6枚のつづりで配布する予定としております。

また、町内の事業者に限って利用できるというところです。

今回、目的の一つが地域経済の活性化でもあるので、小売店の目線も必要という考えもありますが、金額も3,000円というところもあり、消費者側、利用者側が広く自由に使えるように、町内で利用できる店舗に一応制限を掛けずに実施したいと考えております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 この件に関しまして、私のもとに届いている声の中、町内の事業者の方、特に小規模事業者、小売店等、今までも商品券、あるいはプレミアム商品券など岬町でも過去交付されたいきさつがあります。

そのたびに、地元の商店も参加依頼を受けて、協力してくれるのですが、結局、蓋を開けると一つも自分ところの、地元の商店には商品券が回ってこない、地元の地域経済にどれだけ役に立っているのかという疑問に思うという意見をよく聞きました。

また、今回も既に町内の事業者には参加協力してくれるかどうかの問合せがもう行ってるそうです。

参加協力依頼する中で、今回、どうせまたやっても我々のところに回ってこないから、今回いわという声も確かに上がっていると、1件、2件ではなくて聞いております。

そういう意味で、今回、コロナ禍の中で住民支援、あるいは地元経済活性化のためにもというのであれば、高齢者に商品券を交付すると、そのうちの幾らかだけでも地元の商店だけで使えるようにする、そういうことはできないのかな。

これは、他市町でも既に実績としてやっているところもありますし、岬町もできたらどうかなと思うのですが、ただ、手間暇はかかると思います。

しかし、住民のため、地域経済発展のため、地元事業者のため一石二鳥でいけると思うんですが、どうでしょうか。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 ただいまの坂原議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

今回、町内の店舗に限ると先ほど説明させていただきましたが、タクシーとか、そういうのも利用できるようなことを現在、検討しております。

それと、議員ご指摘の小売店舗限定とどこでも使える店舗を分けるというご提案なんですけれど、現状、金額も少ないということで、全ての町内の店舗で利用できるということで制限をかけないでやる方向に進めさせていただきたいと考えております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今回は金額も少額なのでそういうことにするという話も、実際にそれを執行してくださることを考えると、そうかもしれません。その事情も分からなくもないです。

ただ、町内にはそういう声もあるということをしつかりと受け止めてほしいと思うんです。

今回、もし間に合わなかったら、この次にでも、この次、また何かそういう機会があれば、そのときは地元事業者のことも考えて、ぜひやっていただきたいと思います。

もしかすると、全くの独断の余談と偏見ですけど、何度も続くと、しまいには地元業者も協力してくれないようになるかと思うんですよ、そういう心配もしておりますので、今回、間に合わないなら間に合わないで、次からはする方向で、流れだけでもここで答え出ませんか。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 坂原議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

あくまで、コロナ対策ということで、全住民が今、生活が大変な状況、また企業の皆さんも大変な状況でありますので、議員ご指摘のとおり、今回については、今、答弁のあったとおりでございますけど、今後、そういった地域の企業、小さな企業、そういったところの活性化も含めて検討を進めていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○奥野 学議長 続いて、質疑ございませんか。

谷崎整史君。

○谷崎整史議員 同じ箇所について質問させていただきます。

確かに、また面倒だなという、こういう声も聞いておりますが、まず主管の方に伺いたいのですが、2,674万円の予算立てに対して、実際、金額は1,860万円で、経費率が30%という、こういう事業を主管箇所としてどう受け止めておられるか、伺いたいと思います。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃられるように、経費率が非常に高いというご指摘だと思うんです。こちらにつきましては、前回やりました、全員に配布する商品券、その人件費をもとに算出しております。

ただ、当然、経費率が高くなるというのは事業効果が損なわれるという点もございますので、できるだけ節約しながら、必要最小限な経費に収めたいというところでございます。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 やはり地元の方と話ししていると、3,000円くれるなら、経費落としたら4,000円、5,000円になるのじゃないかと。

金券配ってくれるのだったら、コミュニティバスで往復200円使って役場に取りにいきますよと、そういう方も多くいらっしゃいます。

そういうところ、もっとほかの事業との兼ね合いとか、役所に来たらマイナンバーも案内できますし、もう少し営業的なセンスというか、持って経費率を下げ、もちろん地元の業者さんに経費が渡るといことも大事なんですけども、数年に1回のことであれば、行かせていただきますよという声もありますので、経費率下げてより実効性のある支出をしていただきたいと思いま



す。

○奥野 学議長 答弁はよろしいですか。

○谷崎整史議員 今後、そういう行政の施策のマイナンバーとかコミュニティバスの利用とか、そういう配り方も、来れる方は来ていただくとか、そういう配給箇所を検討するとか、そういうことも考えていただきたいと思いますが、今後、いかがでしょうか。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、配布を予定しているのは、簡易書留もしくはレターパック等を活用して、全員の方に確実に届くように実施する方向で経費を算出しているところでございます。

議員ご指摘のように、例えば役場に取りに来ていただいたり、そういう利用する機会を活用して交付すれば、当然、経費というのが削減されるというのは、そういうご指摘もあろうかと思いますが、ただ、確実に全ての方に届くという方向で、スムーズに事業を実施するという観点からも、そういう形で今回経費を算出しているところでございます。

今後、うまく確実に届くようなことも踏まえて、経費削減に向けた取組を進めていきたいと考えております。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 全てが郵送でなくて、時限区切って取りに来られる方と、確実に配る、郵送とか、もう少し役場の仕事と施策と組み合わせて経費率を下げる方法を考えていただきたいと思います。

○奥野 学議長 要望ですか。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 16ページの福祉課の事務所、コールセンターの件について、確認ですけれど、前に聞いたかなと思うんですが、場所と、これ1か所になるのか、何か所になるのか。庁舎の中ですか、その1点、お願いします。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 和田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回、新型コロナワクチンの相談窓口という形でコールセンターを設置する予定をしております。

また、予約が取れる時期になりましたら予約も、電話受付させてもらうコールセンターですけれども、コールセンターにつきましては、保健センターの中に設置をさせていただく予定をしております。

○奥野 学議長 よろしいですか。

ほか、質疑ございませんか。

中原 晶君。

お昼前になっているのですが、この件だけ継続してやらせていただいでよろしいですか。

中原 晶君、どうぞ。

○中原 晶議員 予算書の12ページ、企画費の中で過疎地域持続的発展計画策定業務委託料に関わってお尋ねいたします。

先ほど行われた全員協議会の中で概要についてはお聞きしたところでありますけれども、入り口について、この機会にお尋ねしておきたいと思ひます。

頂いた資料の中では、規制緩和や行政上の特別措置などの配慮措置という説明がございますが、これは、指定を受けた場合、岬町から何らかの配慮措置の意向が示された場合、それに応えていただけるというようなものかなと理解をしているのですが、岬町として、この配慮措置に関わって何か計画策定に当たってお考えのことがあるかどうかお尋ねをしたいと思います。

それから、同じく12ページの、高齢者生活応援商品券交付事業の会計年度任用職員報酬1人というのがございますけれど、この49万8,000円というのは、採用の期間、配置の期間は何月から何月というように計画されているかお聞きしたいと思います。

それから、予算書の16ページの款8、土木費のみさき公園費の中で、産業観光促進課の普通旅費というのが設けられておりますが、これは選定委員に関わって普通旅費が発生するというようなのかお聞きしておきたいと思ひます。

それから最後に、款10、教育費の共同調理場費についてお聞きいたします。

補足説明資料の2ページのところで、共同調理場管理費を充当先として、新型コロナウイルス感染症応援地方創生臨時交付金が設けられておりますが、予算との関係でよく分からないところがありまして、この地方創生臨時交付金というのは使途に一定の限りがありますけれど、先ほど議決をされた令和3年度の一般会計予算の教育費の共同調理場費の中で、この金額が財源更正ということですが、どれに当たるのか、説明をいただきたいと思ひます。

共同調理場管理費という項目が見受けられませんので、ちょっとよく分からなくてご説明をいただきたいと思ひます。お願いします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 まず1点目の、過疎計画に関わります配慮措置の件につきましてご答弁させていただきます。

この配慮措置につきましては、新しい過疎法におきまして市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮などの配慮措置を重視するというものでございます。

今現在、具体的に何か求めるものがあるのかということでございますが、この点につきましては、今後、計画等策定する中で、本町にとってどのような内容が必要なものがあるか、そのようなものを十分精査しながら必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 2点目の答弁、どなたですか。

都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 私からは、商品券事業の会計年度任用職員の件と、みさき公園事業の普通旅費の件についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、商品券事業に関する会計年度任用職員の任用期間ということですが、これにつきましては、商品券問合せ受付から換金業務補助といたしまして、7月から10月を想定して、1名の予算を要望いたしておるものでございます。

それと、みさき公園費につきましては、普通旅費、これは新たなみさき公園運営事業の選定委員の皆様の交通費等ということでございます。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

歳入に、小学校給食保護者負担金、中学校保護者負担金がありますが、財源更正で新型コロナウイルス臨時交付金を充当するというので、歳出の10教育費、6保健体育費、2共同調理費の賄材料費に充当することになっております。

○奥野 学議長 いいですか。

ほか、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私からは、この補足説明資料からお尋ねしたいと思うのですが、まずは5ページのみさき公園管理運営事業者選定事業、これについて補正が上がっていますが、前に言われたのかな、私が忘れたかもしれませんが、これ、なぜ予算に組み入れられなかったのかという理由を教えてください。

あと、4回開催されるということなんですが、それぞれのスケジュールと併せて、開催目的ですか、今回、1回目はどんなことされるのかということをお聞かせください。

あと、これは要望ですが、先ほど坂原議員もおっしゃいました新型コロナウイルス感染症対策に係る町独自支援策についてのことも、私、前回の商品券のときもお伝えしたとおり、やはりこれは小規模事業者にとって、またかというようなこともお聞きしております。

だから、私からも併せてこれは要望しておきたいと思います。

続きまして、3ページの総務費の総務管理費、企画費、過疎地域持続的発展計画策定事業、こちらについて、これをする事によつての効果というのを、今、言える範囲で具体的に教えてください。

まず、それをお願いします。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

みさき公園の運営事業者選定委員会の予算をこの補正予算で計上した理由というところでございますけれども、さきの事業委員会的时候にも少し触れさせていただいたと思うんですけれども、当初予算編成後に実施方針等の見直しを行いまして、年内で完結しようとしていた選定業務の日程が延びたことにより、翌年度についても予算が必要になりましたので、今回の補正予算で計上させていただいているものとなります。

そして、回数 of 根拠でございますけれども、スケジュールが延びたことによりまして第一次審査、第二次審査を委員の皆様へ選定業務をしていただかないといけないのですが、最短でいきますと2回ということになりますけれども、これが伸びる可能性もあるものですから、4回ということに計上させていただいたものでございます。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 私からは過疎計画策定の効果という点でご答弁させていただきたいと思ひます。

今回の新過疎法の施行に伴いまして、岬町が受け入れる国の支援措置でございますけれども、これを受けるためにはこの計画を策定いたしまして、実施すべき施策を掲載する必要がございます。

この計画の中で位置づけることによりまして国の支援措置であります、例えば過疎対策事業債の発行ができるとか、それから、国庫補助率のかさ上げを受けるとか、このような支援措置を受けることが可能になるということで、この計画に掲載されていない施策については国の支援措置を受けられないということになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 これ、具体的な、例えばその効果というのは答えられないということによろしいですか。

続いて、答えられるのであれば教えていただきたい。

この事業をする事によつて岬町が受けられる効果、これがどれぐらいのものなのかというの

をお聞かせいただきたかったのですが。

それと併せて、少し違う角度でお聞きしたいのですが、この措置法を受けずに、先ほど効果は答えられませんでしたけれど、その効果というのを自分たちでというか、自主で生み出すという気持ちと、あと再生させようという政策とか対策というのができないからこれを受けるという認識でいいのか。できないからこれをやっぺいこうではないかというような気持ちの部分を教えてください。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 今のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、事業効果でどれぐらいあるのかということですが、これにつきましては、まず、どの事業をこの計画の中に位置づけるということになってきますので、今現在、どの事業を計画の中に位置づけるということは決められておりませんので、具体的な効果額というのは算定できないところでございます。

ただ、先ほどの中でも過疎対策事業債のご説明をさせていただきましたが、これについてはハード事業、ソフト事業に充当することが可能となっております。

例えば、ソフト事業であればコミュニティバスの運行にかかる費用、これらも過疎対策事業債の適用を受けるということとなりますので、これを受けることによりまして発行額の元利償還金の70%が交付税措置されるということになってまいりますので、今まで100%負担していたものが30%の負担でいけるということになってまいります。

この過疎法の制定の目的につきましては、過疎地域の持続的発展を行うということを目的としております。

財政的に非常に厳しい中で、この過疎法を活かすことによりまして、いろいろな施策を、財政的な支援を受けながらできるという、非常にメリット、効果があると我々としては考えております。

受けずにやるという考え方もありますけれども、指定される以上は最大限にメリットを活かして岬町の発展を目指していったほうが得策であると考えておりますので、いずれにしても、受ける受けないにかかわらず、岬町を持続的発展させていくというのが我々に課せられた業務と考えておりますので、引き続いて岬町の発展に資する事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 松尾議員、よろしいですか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 私からも1点質問させていただきたいと思います。

先ほどから話をされています過疎地域持続的発展計画作成業務委託料についてでございますが、この事業といいますか、この計画というのを作成する時期といいますか、結構タイトな時期ではないかなと思いますが、その辺の計画をお願いします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

まだ、国からは詳細なスケジュール等の提示はございませんが、我々が聞いているところによりますと、おおむね9月ぐらいまでに国のほうにこの計画の提出を求められるやに聞いております。

やはり、この計画がなければ、先ほど言いましたように、国の支援措置を受けることができませんので、できるだけ本町においても速やかに国の支援措置を受けたいと考えておりますので、国のスケジュールに沿いまして9月、9月の場合、今回町長選挙もございますので、若干前後するかも分かりませんが、おおむね国の示すスケジュールに併せて計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 スケジュールをお聞きしました。

過疎ということで、先ほどから全員協議会の中でも複雑な気持ちといろいろなご意見ありました。

見方を変えますと、現在、コロナ禍におけるソーシャルディスタンスを推進していく中で、過疎というのが逆にいいのではないかという意見も聞いたりします。

そこ、実際、財政支援も含めてまちづくりをできるということは、かなり岬町にとっていいことだなというように思われています。

そこで、町長にお聞きしたいのですが、この特別措置法に観光の視点から計画を立てるというのはいかがでしょうか、というのは町長が推進されている航路、広域サイクルツーリズムの事業であったりみさき公園に新たな事業者を選定するに当たり、やはり、これを利用すること必須だと思われていますが、この点、町のトップとしてどのように思われているのかご回答をお願いしたいと思います。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 竹原議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

内容等については、今、総務部長から、まだ詳細な内容等が把握できていない、また、そうい

った資料が届いていないものですから、細かいことは控えさせていただくのですが、観光面では、私が資料を見る限りは、深日・洲本航路などの事業は対象事業に入っているかのように感じております。

先ほど、ソフト面、ハード面も含まれているということ、総務部長から説明あったと思いますが、そういった多岐にわたった内容が多いかのように思っております。

今後、検討するに当たっては、大阪府も同じように計画を立てないといけないので、大阪府と詳細な協議をして、そして9月をめどに計画を作成して国に提出したいと考えております。

観光面においては、できるだけ国の交付を受けられるように努力をしていきたいと思っております。

私、感じますのは、先ほど全協でもお話ししましたとおり、過疎という聞きが悪い言葉かも知りませんが、私はそうでなくて、今、住民の要望にできるだけ少しでも応えていくには、この機会を逃してしまうと、岬町は、じり貧の状況がずんずん続くのではないかなと思っております。それは、やはり人口減少に伴って税収の減少、さらには人口の減少、そういったことが重なり合って、非常に厳しい町政運営をしていかなければならない状況がありますので、そういったことで中身をしっかりと把握をして、そして、この過疎対策事業を我々としては推進しながら住民の皆さん方の期待に少しでも多く応えていけるようにしたいと、このように思っておりますので、特に観光面についても同じことが言えるのではないかなと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございません。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、反対討論の方おられますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論。

中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第35号、令和3年度、岬町一般会計補正予算(第1次)について、賛同する立場で討論を行います。

先ほど、ご提案、説明があったとおり、小中学校の給食費の無償化や高齢者生活応援商品券交付事業、また水道料金助成事業など、住民から歓迎されるものが多くを占めているものと認めるものであります。

先ほどの質疑で他の議員からもあったとおり、高齢者生活応援商品券交付事業については、町内の小規模事業者への利用促進をさらに図るよう、今回はそのお考えはないようでありましたけれども、今後、小規模事業者への経営の改善につながるようお考えいただくように私からも求めておきたいと思います。

また、水道料金の基本料金半額の助成事業については、追加して資料も頂き、ほかの市や町との比較も確認をさせていただきましたが、ほかと比べても非常に前向きな施策の一つであると認めるところであります。

今回の予算を通じて、ワクチン接種も進められるとのことでもありますから着実に進捗状況が進みますように。また、それについては議会にも適宜ご報告いただくよう求めて賛同したいと思います。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論の方。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 私も、この補正予算につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

コロナ対策におきまして、様々な支援を考えていただき、重要なことであると判断させていただくとともに、過疎地域の業務に対しましても思いを聞かせていただきました。

できるなら、行政でこの計画をまとめるのもあるんですが、住民の声をしっかりと酌んで計画を作成してもらうことを要望とさせてもらい賛成討論とさせていただきます。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論の方、おられますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第35号「令和3年度岬町一般会計補正予算(第1次)について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。再開は13時30分からとします。

(午後 0時22分 休憩)



(午後 1時30分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

○奥野 学議長 日程第3、議案第36号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第3、議案第36号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由としましては、行財政改革のさらなる推進を図り、総合計画に基づく重要施策の推進に資するため、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、現在、実施している職員給与の2%独自減額の期限が令和3年3月31日までとなっております。その期限を令和4年3月31日まで1年間延長するものでございます。

この独自減額に関しましては、毎年度の財政状況等を勘案し、単年度ごとに職員組合と交渉を行い、翌年度における独自減額の実施についての判断をすることとしております。

今回につきましても、労使協議の手續を実施し、職員団体、労働組合双方の合意を得て、最終日の議案提案に至った次第でございます。

それでは、改正条例案をご説明させていただきます。お手元の議案書及び新旧対照表をご参照ください。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第22項中、令和2年4月1日から令和3年3月31日までを、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに改めるものです。

附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

組合協議に時間を要し追加議案となりましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまの提案の説明の中で、労使交渉が行われ、二つの組合との合意を得たと

いうご報告がございました。

非常に丁寧な交渉を毎年、また必要に応じてなさっているなどというようにお見受けしておりますけれども、結論的にはそれぞれ協力するということに至ったんであろうと類推するものですが、その協議や交渉を通じて、この2%カットの問題に関わって、また、それに類するものとして何らかの要望ですとか、組合からの希望のようなお話などは出されましたでしょうか。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員のご質問にお答えします。

組合との協議の中で、最終的には両組合とも合意という形には至りました。

2%独自減額に関しては町の厳しい財政状況を鑑みて、コロナの関係の対策支援もあるということで令和3年度に関しては賛同するという形で両組合とも一応合意はいただきました。

そのほか、2%独自減額に関しては令和3年でどういう形の人事院勧告が出るか分かりませんが、そのとき、お給料がどういう形で動くか分からないけれども、人事院勧告の状況によっては2%独自減額に関しては再協議をしてほしいとかいう意見も組合からは出ていました。

それから、あとは職員のモチベーションが下がらないようにということで、実際、かなり長い間、独自減額が続いておりますので、そのあたりで職員の業務に対するモチベーションであるとか、そのあたりをなくさないようにしてほしいとか、そういう意見は出ていました。

それとあと、会計年度任用職員、それから任期付職員に関して引き続き処遇改善等に関してまた協議願いたいということで、そういう意見が出ました。

○奥野 学議長 よろしいでしょうか。

ほか質疑。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 毎年こういう独自減額しているのですが、100分の2というのは分かるんですけど、2%ということは、大体月に幾らぐらいの金額になるのか、もし言えるものだったら言っ  
てほしいんですけど。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 和田議員のご質問にお答えします。

独自減額の影響額につきましては、令和3年度の予算で影響額を算出しますと、全職員で合計  
2,153万2,000円の影響額となっております。

内訳としましては、管理職のみで言いますと643万7,000円、非管理職で言いますと1,  
509万5,000円という形になっております。

それで、全体的な影響額は約2,150万円ほどなんですけれども、一人当たりの影響額として、管理職でいきますと共済費も含めまして17万8,776円、それから非管理職でいきますと共済費も入れて12万3,718円の年間の影響額になります。

月々というのが出ていないですけれども、例えばうちのほうで一番低いお給料の級が1級なんですけれども、実際、2級職員でいきますと、2級職員で年間、共済費を入れて9万9,286円の影響額。それで、部長、理事級である6級職でいきますと、共済費も入れて年間18万3,114円の影響額ということになっております。

月々に関しましては、この額を12で割っていただくということになります。

○奥野 学議長 ほか、質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

どちらですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○奥野 学議長 反対の方はおられませんか。

賛成討論どうぞ、中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第36号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、賛同する立場で討論を行います。

先ほどの質疑で二つの組合との合意を得たということと、その交渉の中で出された要望等についても確認をさせていただいたところであります。

各組合の意思は尊重したいと思いますが、交渉での要望に応える努力を重ねていただくよう求めて賛同したいと思います。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論の方おられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第36号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

○奥野 学議長 日程第4、議員提出議案第1号「岬町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

岬町議会議員、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま議長の許可を得ましたので、日程第4、議員提出議案第1号、岬町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてを、岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出者 岬町議会議員 竹原伸晃

賛成者は次のとおりです。

敬称を略させていただきます。

賛成者 岬町議会議員 谷崎整史

出口 実

和田勝弘

以上であります。

まずは裏面、岬町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）について説明します。

岬町議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年岬町条例第28号）の一部を次のとおり改正する。

附則第4項の次に次の1項を加える。

5、令和3年4月から令和5年4月までの政務活動費は、第4条及び第5条の規定にかかわらず交付しない。

附則、この条例は令和3年4月1日から施行する。

参考まで新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

提案理由に戻ります。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症に対する岬町における住民の生活並びに地域経済支援の財源として、政務活動費の交付の休止を行うため本条例に所要の改正を行うものです。

ちなみに、岬町議会としては、昨年であります令和2年度6月2日から11月30日まで議員報酬を10%カットし、効果額として219万円をコロナ財源にと実施しました。

今回は、議員報酬ではなく議員に支給される政務活動費について休止を決定することにより、

12名の25か月分で300万円の効果を見込みます。

岬町議会政務活動費の交付に関する条例によると、第2条で政務活動費は会派及び議員が実施する調査研究、研修、広報・広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等町政の課題及び岬町の意思を把握し、町政に反映させる活動、その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として交付するとされています。

第5条で、議員毎に月額1万円と定められ、第13条では政務活動費の返還について定められています。

今回の提案に当たって、報酬カットではなく、政務活動費の休止について提案させていただきましたが、これについて賛否両論あると思います。

しかし、最も重要なことは気持ちであります。コロナ禍にあえぐ住民の皆様とともに歩む姿勢を議員として示したかった、これが提案の本音でございます。

以上でございます。よろしく審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○中原 晶議員 ちょっといいですか。

○奥野 学議長 どうぞ。

○中原 晶議員 提案者は多分読み違えをなさったと思うのですが、岬町議会政務活動費の交付に関する条例の第2条のところで、課題及び岬町の意思をとおっしゃいましたけど、町民の意思に訂正されたほうがいいのではないのでしょうか。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ご指摘のとおり、読み違えておりました。

訂正のほど、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○奥野 学議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 初めに、本日の議論につきましては、後日、会議録などでももちろん住民の目に届きます。

ですので、そもそも政務活動費は何か、これは今、条例に載っている条文として、今、提案者から紹介がありましたけれど、再度、政務活動費を広く住民の皆さんにも理解してもらうために、そもそも政務活動費とはどういうものなのか、どういうようにお考えなのか、それを提案者にお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 竹原伸晃君、自席でお願いします。

○竹原伸晃議員 自席から答弁させていただきます。

まず、提案理由でも申し上げましたが、私たちより以前の議員の皆様が、調査研究並びに議員の資質の向上を図るために認めさせてきたこの活動費でございます。

条例で詳しく書かれていますので割愛をさせていただきますが、このような感じで交付されると。

そして、それを私は今までもずっと使ってきたというのが現実でございます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 先ほど、提案者の提案理由の中にもありましたけれど、今回は、報酬ではなくて政務活動費の休止をもってコロナ禍に対する財源とするとありました。

前回、半年間の議員報酬の10%をカットするという議案に私も賛成させていただきました。

今回は、なぜ議員報酬ではなくて政務活動費なのか、その理由をお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 私たち議員、私の考えといたしまして、やはり実のあるものを実施したい、政務活動費を減額する、交付を休止するのか、議員報酬をカットするのか、いろいろ調整をしてまいったところ、過半数以上の合意を見出せるのはこちらのほうだということを進めてまいったところでございます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 期間についてです。今回は、なぜ期間限定としてその期間を決めるのか、そして、また、それが2年間なのか、お聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 お答えします。

私たち、現在の任期が令和5年の4月まででございます。私たちの任期を一つの区切りとして提案させていただく、これが24か月でなく25か月の理由でございます。

そして、その後に関しましては、またその後の選出された議員が決めればいいのかといった観点から、こういう提案になっています。

○奥野 学議長 続いて、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 この議案の内容は、議員各位に直接関わる提案だと思います。

そこでお聞きしたいのですが、提案者は以前、私なり、ほかの方が提案した提出議案について、同じような議員に直接関わるような議案に対する全員への事前説明がなかったということをおっしゃられたように記憶しておりますが、今回、全員への事前説明はなされたのでしょうか。少なくとも、

私には説明がありませんでした。

このことについて、どう考えているのかお尋ねしたいと思います。これが1点。

2点目、行政の予算は、議会で決められた内容に沿って執行していくものだとして認識しております。

まさに、来年度の予算について、既に先ほど可決をされております。

通常なら、来年度予算が固まる前にこの議案を提案すべきものと考えますが、なぜこのタイミングで提案されたのかということをお聞きしたいと思います。

昨年度、1年間の傾向を鑑みても、また、先ほどの令和3年度一般会計補正予算についても、コロナ対策として各課十分に予算を組み込んでおられたと認識をしております。

今年度、途中ならまだしも、既に来年度予算を可決したにもかかわらず、なぜこのタイミングなのかということをお聞きしたいと思います。

そして、3点目、ほかの必要とされる使い道に回すとしても、行政の財政ルールに沿った流用というのが難しいのかなと思う中、そして、必要とする科目はたくさんあろう中、限られた政務活動費予算ですが、どのように活かすのでしょうか。

提案理由にも一部書かれていますが、住民の生活並びに地域経済支援ということですが、少し抽象的な気がするんですね。具体的なプロセスをお聞きしたいと思います。

4点目、通常、政務活動費を使用しない議員というのは、個別に返納していましたが。使用の予定がない議員は返納するシステムができています中、それに反して、しっかりと議員活動として住民への広報活動や調査活動などに使用して仕事している議員も多くいる中、なぜそれを提案者は全議員に強制しようとしているのか。今までどおり、返納を希望する人のみ返納することではないのでしょうかということをお尋ねします。

5点目、先日、議員全員で議会基本条例のセミナーを受講をしました。その趣旨は、議会議員の役目や議会議員が果たすべき役割を住民へしっかりと周知する活動や、議員のプロモーションがより一層の議会と住民をつなぐ大切な役割を担っているというので、広報誌とか報告会というのがいかに重要かということをお尋ねしたいと思います。

政務活動費は、より議員が住民に向けて情報発信しやすくするための補助費であるということも明確であります。

この提案は、先日受講したセミナーの趣旨とかけ離れた、反することだと私は考えますが、議員である提案者はどう考えているのかお聞きをします。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 一つずつ整理しながら答弁をさせていただきます。

このタイミングでこの議案を出された、説明を受けてないといったことですが、最終の最終まで調整していたというのが本当のところでございます。

前もってどこかで全員懇談会なり、そういう場が開けるのであれば開いて説明をさせていただきたかったのですが、時間的余裕がなかったというのが本当のところでございます。

二つ目、出すタイミング、この当初予算を決定してからこのタイミングでいいのかということについて答弁をさせていただきます。

まさに当初予算持ってきてそれを可決した中でこれを提案させていただいたというのは、やはり、その予算を見てから、そもそもないところにそういう議論はできないということの一つでございます。

一つ目の質問の回答ともかぶりますけれども、最終の最終まで調整をしていたというのが本当のところなので、そして4月を迎えるまでに審議するというのは、この追加議案以外にないということでこのタイミングになっております。

そして、具体的なプロセスと聞いておりますが、この点について、三つ目について再質問じゃないんですけど、どのような内容だったか、もう一度質問してほしいんですけど。これはちょっと飛ばします。

四つ目、返納するシステムがあつて、そして使用している人、使用されていない方、今までどおりされたらどうかということですが、趣旨説明でも申し上げたとおり、議会議員としての姿勢を示すためにこれを提案していることであり、私も今までほぼ満額使わせていただいた、それを今回、次年度におきましては、そうではなくて、何かをするにしても実費でしょうということを決めさせてもらうことによって住民の皆様にも説明することもできるのではないかと、このように考えておることが答弁となります。

最後になります。議員の役割、セミナーに合わないのではないかと、土山教授の話を聞かせていただいて、議会として取り組むことが重要だというセミナーでございました。

もちろん、とても重要な話ばかりで、いい話を聞かせていただいて、もっと頑張らなければいけないなと思ったのは確かでございますが、このコロナ禍における住民の生活とてんびんにかけますと、やはりコロナ禍に対応する施策というのを優先させていただいた、これが本音でございます。

三つ目の質問をもう一度説明していただきたいです、お願いします。

○奥野 学議長 3点目の質問を、もう一度お願いします。



○松尾 匡議員 必要だと思っている使い道に回すとしても、行政のルールの利用に沿った流用というのは難しいと思うんです。

そして、必要とする科目はたくさんある中、限られた政務活動費予算というのをどのように活かすのかというのが趣旨なんです、その中で、提案者が言われている住民の生活並びに地域経済支援ということでした。これが少し抽象的だと思うんですよ。もっと具体的にどういうように還元していくのかというのを明示いただきたいということです。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 この点に関しまして、使い道に当たって提案を持ってこれに使ってほしいというのは、あるというのはあるのですが、実際にそれを決めるのは今後の議論であって、これをするために政務活動費を軽視するといったものではございません。

やはり、重要なのは自分たちがどういう姿勢で住民の皆さんに顔を合わせるのか、そこでこういったことをしてきたのだということを言えるかどうかというのが重要でございまして、目的に関しては特に定めてないというのが現状でございます。

○奥野 学議長 松尾議員、いいですか。

2回目の質問ですね、どうぞ。

○松尾 匡議員 提案者は先ほどから時間がなかったと、最後の最後まで詰めていたのだという回答をしております。

ならば、余計にもっと議員全員にこの問題の理解を得られるような動きというのをすべきだったのではないのかなと思うんですね。

過去に、私にもそういうようなことを言われていたので、どうやら同じことをされているということが見受けられます。

このことについて、ぎりぎりまで調整していたのだと、過半数が取れそうだから判断したというようにおっしゃっていますが、これこそ時間をかけるべきだったと私は思うのですが、時間をかけるつもりはなかったのか、再度お聞きしたいと思います。

あと、その姿勢、議員として住民に姿勢を示したいということも言われておりました。私は先ほど、セミナーを受講したことだったり、もともと議員本来の仕事とは何かということ先ほど述べたところでございます。

一方で、この議案のとおり政務活動費を違うところに財源として使っていただくのだということもそうかもしれませんが、逆に議員の本来の仕事を高めて住民への周知だったり、そして政務活動費を使用した調査研究をしてコロナ禍の先進事例を行政に提案するというのも、これ一つだ

と思います。そのあたり、もう一度お聞きしたいと思います。どう考えられているか、お願いします。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 二つ質問があったかと思えます。

時間をかけて丁寧なことをできなかったのかということに関しまして、実際、3日前に提出をさせていただきました。

これを、全員の合意を図れるかと言われるとなかなか難しいのではないかと思うのが本当のところでございます。

それは、それまでの議会での全員協議会なり、そういうところの議論を勘案してこのように判断させていただいて、実際、今朝でも皆さんに署名を集めて回りたかったのはそのとおりでございますが、みんなの顔を合わせる、そういう時間がなかったというのも本当のところでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

二つ目の質問で、この政務活動費を使って周知等に使ってはどうかということでございますが、私たち議員の活動として政務活動というのをどんどんしていますが、この政務活動と先ほど提案理由で述べましたように、いろいろな項目がある中で、それをどんどん進めている中の一部、12万円までを政務活動費としておりますが、政務活動費がなければそれができないというわけではないと、政務活動を行っている中で政務活動費を使わせていただく、これは一部であって、その一部を私たちの任期の間休ませていただこうと、その分、自分たちで要る分は自分たちで払うというのが趣旨でございまして、何らそういう疑問もないし、必要なことはずっとしていく、そういう気持ちに変わりはありません。

○奥野 学議長 松尾 匡議員、3回目です。

○松尾 匡議員 提案者は3日前にこの議案を提出したとおっしゃっております。

その後、なぜ、しっかりと内容というのを、理解を得るための説明というのをなされなかったのかなと私は思うんです。

提案者におかれましては、以前も同じようなことで苦言を呈されていたということですから、理解に苦しむわけですね。

その3日後でも、なぜ、全議員に丁寧な説明をしようと、そもそも思っていたのか、しようと思わなかったのか、最後それをお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 この議案に関しまして一つ言えるのは、私自身は報酬のカットを目指しておりま

した。それは、やはり目に見える形が少し違うから、以前、令和2年6月2日から11月30日まで行ったようなものを再びやりたかったというのが本音でございます。

そこを紆余曲折ありまして、自分たちの議会議員として提案できる、そういうものと政務活動費についてぐらいは自らの提案で決められるものと理解しておりまして、その政務活動費について皆さんの合意を得たいように活動してまいりました。

その中でも、以前から各議員の立場というのは理解しているつもりでございます。

そもそも、それまでの発言によってどう考えているのか分かるようなところにはなかなか相談に行けないというのが本音でございます。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、反対の方からどうぞ。松尾議員。

○松尾 匡議員 反対の立場で討論させていただきます。

提案者は私の質問に対する答弁について答えられておりましたけれども、以前から発言されてきたことと、そして今回言われていることというのに私は矛盾を感じてなりません。

また、質問についても少しまとまっていないなという印象を受けております。

これらを考えていっても、提案者の意図というのは何かほかのところにあるように感じて、耳触りのよい住民向けのパフォーマンスというように感じてなりません。

議員本来の役割を果たすためには、この政務活動費は欠かせないものと私は考えております。

なぜなら、先ほども言いましたけれども、受講したセミナーのとおり、逆にコロナ禍だからこそ定例議会などに傍聴に行きたくても不安を感じて来られない人もいますよね。そうすると、議員が発信する広報誌や広報活動というのは住民にとって身近な情報源となっております。

また、コロナ禍だから、コロナ対策として先進事例をしっかりと調査研究して行政にどんどんと提案することが今求められているのではないのでしょうか。それこそ住民から付託を受けた議会議員がすべき責務だと私は思っています。

その活動費として決められている政務活動費ですよね、今まで以上に重要で必要不可欠なものであると私は認識をしております。

積極的に広報誌や議会報告会を行っている議員、少なくとも私そうしておりますけれども、にとってみれば、議員本来すべき仕事を強制的に奪い、放棄させる議案であり、提案者が答弁され

た内容を聞いている限りでは、これが議員としての本来の職務を放棄し、行政へそれらの仕事を丸投げしたいと言っているようなものを感じました。

そうでなくとも、現在、職員は仕事が過多であり、人手不足になっておるわけですね。

であれば、限られた政務活動費の使い道を行政へ丸投げするのではなくて、限られた政務活動費以上の効果を出す仕事を各議員がしっかりと行政へ提案するなり、住民へ周知するという仕事で住民に還元すべきであると私は考えております。

提案書の考えはあまりに短絡的で、議員全員へ理解を求めなかった行為というのは、やはり一方向からしか物事を捉えていない身勝手さがうかがえます。

また、強引に議員本来の職務遂行を妨げるものであり、すなわち住民が議会や行政の活動内容を知る機会を減らし、知る権利を妨げるものであると考えます。

よって、理解できないものということで反対します。

○奥野 学議長 続いて賛成討論の方、おられませんか。

出口議員

○出口 実議員 賛成討論を行います。

私は、政務活動費というのは有効利用させてもらっていました。毎年視察に行き、そしてまた、いろんな住民さんの対話のためにもこの活動費を利用させてもらっていました。

ただし、現時点では、非常に世界各国、コロナ禍で大変な窮地に陥っております。そういう中で、やはり一番我々議員がすべきことは住民サービス、支援ですね、これが一番の課題だと思っております。

そういう中で、今、住民に対する情報活動をしないといけないということですが、これももし、年間12万円ということですが、仮に議員の立場として本当に住民さんのそういう仕事をしたければ、自分の自費でもできると私は思っております。そういう中で、できたら、特にコロナ禍で税収が非常に激減すると思っております。

それによって、行政の住民サービス、支援が滞ると思いますので、それはできましたら、私はあえて政務活動費は2年間中止をして、何とか住民サービスに充てていきたいと考えておりました。

○奥野 学議長 続いて、反対討論の方。坂原議員。

○坂原正勝議員 反対討論させていただきます。

政務活動費についてということですが、先ほど提案者が要望を示しておりましたが、念のため、再度ここで確認させていただきたいと思っております。

岬町議会政務活動費の交付に関する条例第2条でこうあります。

町民の意思を把握し、町政に反映させる活動、その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付すると条例にあります。

これは平たく言えば、住民の暮らしを今よりさらによくするためにはどうすればよいかなどについて勉強するための費用であるというように思います。

その費用をなくてよい、なしでよいということになれば、議員は勉強しなくてよいのだということになりはしないだろうか。

また、議員が勉強しなければ真に住民にとってよりよい政策が提案できるのかという疑問が残ります。

もっともっと勉強していかなければ議員の質が高められないとも思います。

議員の質が高められない、あるいは議員の質そのものをおとしめるという行為そのものが実は住民にとっては最大の損失になると私は考えます。これが1点です。

2点目、この政務活動費は議員個人に交付されるものであります。その活用は個人に委ねられております。活用しない費用は返還するというものです。私も必要分だけ活動させていただき、残りは返還しております。

必要がない人は返還すればいいと、他の議員の分まで休止する必要性、合理性はない、これが2点目です。

それから、提案利用にもありましたが、住民の生活並びに地域経済支援の財源として使っていただくと、その財源として使っていただくのだというのが提案理由にございました。

我々はそもそもその予算を住民のためにどのように使えば住民の生活がよくなるのか、それをそもそも提案して、あるいは提案があったものを修正して審議してというのが我々の責務であると思います。

その使い方、住民にとっての住民福祉の向上のためにはこういうようにすればいいのだという、それがなくて、丸投げすると。それは、その行為自体は自身の提案能力のなさを露呈し、議員としての責務を放棄していると言わざるを得ない、これが3点目です。

提案時期につきましても、先ほど触れられておりましたが、午前中に令和3年度の当初予算が可決したところでございます。

本来、真に住民のために役立てるといっているのであれば、その予算を可決する前に、予算を組み立てていく段階で提案すべきだったと思います。そういう意味ではタイミングが遅いのかなと思います。

ということを見ると、時期も悪いということで、これは単なる思いつきのパフォーマンスとしか言いようがないと思います。

到底、賛成できるものではありません。以上、4点の理由により反対します。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論の方おられますか。

道工晴久君。

○道工晴久議員 議員提出議案第1号、岬町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、賛成する立場で討論をさせていただきます。

本来、政務活動費については、議員は政策調査、研究等の活動のために支給される費用であり、議員が議会活動をしっかりとする上で大切な費用であり、休止することにより活動が低下することも考えられます。

この提案はできることなら全会一致で十分皆さんと協議をして、説明をして進めていってほしかったという思いもあります。

ただ、この1年間を振り返ってみると、コロナ禍のために先進地の視察研修すらなかなか行うこともできず、全額返金する議員も半数以上になるようであります。

この現状を踏まえ、町は新型コロナウイルス感染症対策を今以上に行う必要が急務であります。

12名の議員の政務活動費を全額対策費に回しても額的には少ないかもしれませんが、少しでも役に立てるように政務活動費の交付を中止することが町民のためになるものと考えますので、本議案に賛成し、賛成討論とさせていただきます。

○奥野 学議長 続いて、反対討論の方おられますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論の方。谷崎整史君。

○谷崎整史議員 私は、議員の報酬というのは生活の糧であってはならないと考えております。

まず、議員報酬が最低限所得補償(明確な数字は今出ておりませんが)に基づくべきであり、その中で議員活動すべきだと思っております。

その上で、政務活動費というのは有効なチェックが効く費用であり、多くてもよいと思っております。今回の現状の議員報酬及び政務活動費の在り方を見て議会の姿勢を示すためには政務活動費を停止すると、かつ本来、私のほうは一時停止等にしておくべきであったと思うんですが、あるところからは、やはり2年程度の期限にしてくれという話がありましたので、現在任期期間中の25か月で同意したものでございます。

本来の議員報酬の在り方が進まない以上、議員の可処分金である政務活動費にメスを入れ

たということであります。

○奥野 学議長 賛成討論の方おられますか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 議員提出議案第1号、岬町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、決して大賛成ではありませんが、賛否を問われると賛同しようと考えました。

先ほど来の質疑、また答弁を聞いておまして、松尾議員がおっしゃる議員の役割を果たすために欠かせないのが政務活動費であるといったことや、また、このコロナ禍のもと、一層重要性を増しているものだという主張や、坂原議員のこの政務活動費をなくすことは議員の質の低下につながる、そのことは住民にとって不利益となるという主張はもっともだとお聞きしておりました。

しかしながら、提案者の提案の中に、住民と共にこのコロナを乗り越えるという意思を議会としても示したいという思いは私も共通するものがありますので、賛同したいと思います。

今のコロナ禍というのは、これまで経験したことのない危機であり、また、さらに今後も続いていくであろうという不安が大きい中にありますので、この政務活動費の交付を中止するという事になったとしても、私たちは住民の声をしっかりと町政に反映させる役割を果たさなければならないという事は言うまでもありませんし、調査、研究を通じて議員としての力量を高め、よりよい町政運営に寄与する役割を果たし続けなければならないという事は変わらない思いであります。

ただ、一つ申し上げておきたいのは、調整に時間がかかったという提案者の答弁がありましたけれども、残念ながら、私のところへも賛同してほしいという働きかけはございませんでしたので、私は賛成しない人ということになっていたのかなと思って聞いていたのですが、やはり、こういった議会全体に関わることでありますので、事前の議会内での協議を丁寧に行うということが必要なことだろうという点から、提案に至るまでの働きかけ等について丁寧さに欠くということは提案者に指摘せざるを得ないと思います。

この予算、この議案が可決されたら新たな予算ということになりますので、その予算をしっかりと住民の皆さんのために使っていただくように要望を申し上げて賛同したいと思います。

それから、この機会に1点だけ、谷崎議員から政務活動費と報酬についての考え方に少し誤りがあるのではないかなと思われる発言が先ほどありましたので、その点については、よくそれこそ調査研究をなさったらいかがかなと進言しておきたいと思っております。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論の方おられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第1号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和3年第1回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午後 2時25分 閉会)



以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和3年3月24日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 中 原 晶

議 員 坂 原 正 勝